名古屋港管理組合公報

平成24年12月21日

(金曜日)

号外第268号

目 次 告 示

告 示

名古屋港管理組合告示第42号

名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例(昭和55年名古屋港管理組合条例第5号。以下「負担金条例」という。)第2条第2項の規定に基づき、次に定める工事を港湾環境整備負担金の負担対象工事に指定する。 平成24年12月21日

> 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章

負担対象工事の種類 及 び 名 称	負担対象工事に 係る負担区域	工事に要した費用	負担割合	工事に要した 費用に負担割 合を乗じた額	負担対象工事 の完了した日	負担区域内の 工場等敷地面積 (予定を含む。) の合計面積	備考
1 負担金条例第2条第1 項第1号に定める工事 (港湾環境整備施設(施設の敷地を含む。)の建設		д		д		Ŧ-m²	
又は改良の工事) ① 金城ふ頭中央緑地整備工事(その2) ② 金城ふ頭中央緑地 照明設備工事 計	名古屋港の臨港地区	112, 625, 722 7, 674, 278 120, 300, 000			平成24.3.31	37, 223	緑地整備箇所 は緑地整備箇 所図のとおり
2 負担金条例第2条第1 項第2号に定める工事 (港湾環境整備施設の維 持の工事)	名古屋港の臨港地区	170,990,456	1/2	85, 495, 228	平成24.3.31	34,557	
3 負担金条例第2条第1 項第4号に定める工事 (港湾における漂流物の 除去等の工事)	名古屋港の 臨港地区 及び港湾区域	22,978,852	1/2	11, 489, 426	平成24.3.31	37,545	
合 計		314, 269, 308		157, 134, 654			

 \circ

 \bigcirc

